



英海軍第一二部ノ五五

昭和二十三年二月二十八日

英海軍大臣、海軍省長官

海軍省長官

第一海軍區保衛隊の件照會

昭和二十二年十二月二十七日附後二九五六號及昭和二十三年二月二十

八日附後二九一〇四號(海軍省長官)照會(海軍省長官)に依る海軍省長官照會の件

別紙明細の趣旨を踏まえ、から、照會受領のことに御手配を仰ぐ。

別紙七通

()

(英海軍省)

海軍

1895

八。種測巨儀	十五種	十五種	八種	六種	六種	六種	六種	三杆分度儀	六分儀	三角定規	品名	第一種帶品
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	祿	保精先
一	一	八	二	二	三	三	三	一	五	八	數量	廣島縣誌
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	記事	〃
傾針儀	濕度計	乾濕寒暖計	通常寒暖計	水定指力計	比重計	視界計	風信儀	天測計算器	巨離術測鏡	三系	二系	一系
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二	四	八	一	三	三	三	一	一	八	一	二	二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

1896

整 備 燈	危 險 燈	速 力 燈	山 川 燈	信 号 練 習 燈	碇 泊 燈	艦 尾 燈	連 掲 燈	突 滅 燈	移 動 燈	並 式 燈	方 向 燈	携 帶 信 号 燈
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	備
三	二	三	二	一	九	五	四	五	八	三	六	四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	特殊物件
二 制 信 号 燈	自 記 晴 雨 計	飛 角 受 信 器	目 當 ブ ム	電 鏡	形 底 管	喇 叭	移 動 電 鍵	橋 燈	桁 端 燈	汽 燈	航 燈	豫 備 燈
組	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四	九	一	一 六	五 〇	一	一 〇	三 三	一	一	一	三	一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	特殊物件

1897

腕型保持器	電動掃除器	真空管格納箱	須式 ^二 字輪 ^一 用 全動部補用品	令	九九式測深儀	磁気羅針儀	九〇式	知式磁気羅針儀	縱羅針儀	短波羅針儀	船舶標燈	海圖燈
												個
二	二	一	一	一	一	一	二	一	二七	一〇	一	一〇
												特殊物件
肩當式投射銃	補用品格納箱	鋭感部格納箱	水銀安定器格納箱	電動交流発電機	龍電管	三極開閉器	七十五種	四十種探照燈	電氣測速儀	反射鏡	小型羅盤	環形保持器
六	二	一	一	二	二	一	二	一	二	一	二	一
												特殊物件

1898

合	電流計 D.C. 1/100A	絶縁導通試験器	天井扇凡機	卓上扇凡機	電気湯沸器 E=200V	合 GS型	蓄電池 起動用	電気銀糸鏡 1	正式ニッケル電池 E=200V	秤水器	磁輪球	鉄球
10A	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	7	4	4	2	3	1	1	1	1	1	1	1
												持帰物件
合	ヒューズ筒 3型	合 ニッケル 1CP	合 2V 1CP	合 ニッケル 2CP	合 ニッケル E=200V	合 トルコ E=200V	合 400W	合 ニッケル E=200W	正式電球 E=200V 300W	外磁電路接助器 E=200V 400W	直流電動機 10V 0.5HP	電気掃除器
4型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	3	7	1	2	8	1	4	2	5	1	3	1
												持帰物件

1899

全	増 幅 器 <small>電機用品</small>	真 空 管 <small>S.N.C</small>	九 八 式 魚 線 機 器 試 験 器	廢 棄 品	全	七 五 一 寸 筒 一 型	全	全	全	全	全	七 五 一 寸	
			個	個									
一	一	三	一	三三〇	二五八	三二六	二	八	一	五	五	三	
												特殊物件	
						魚 影 燈	テ リ 式 一 辨 受 轉 器	魚 影 燈	七 式 電 球 五 寸 管	託 録 紙	一 辨 乾 燥 劑		
												個	
												二	
												特殊物件	

1900

九六式測波器	九七式	令	九九式短側波器	発電動機	一八式試電子 液状無線電信機	九二式短電波鑑査器	九三式電波鑑査器	九〇式無線電話器	移動カソシ交流発電機	令	二式無線電話器	九六式中側波器
二	四	三	一〇	一	二	一	一	一	一	一	四	一
令	交流電流計	直流電圧計	自動式卓上電話機	九九式電信線録取機	令	移動送話口	中令電鍵	交流電流計	直流電圧電流計	測波器	短側波器	九六式中側波器
二〇〇A	200V	400V	200V	200V	一配	二排	一配	200V	200V	50	50	100
一	二	二	六	一	五	五	六	三	四	二	三	四
												持機

1901

電源接断器	発音器	電源配電盤	幅射特性試験器	九一式高圧電圧器	携帶電圧器	中介電鍵	発電動機 一三〇四用	ラゲオ	合 二A	タングスト電圧器 二五A	合 一併	充電器 二五A
、	、	、	、	、	、	細	基	、	、	、	、	個
四	一	一	二	一	一	三	一	一	四	六	二〇	八
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
					合	檢波電球 UN 八五四 八五五	受信磁電管 M 六〇	合 B 七五A	ブラウン管 SSE 一三〇G	合 HX 八五五A	合	整流電球 HX 八五五
					四六	七	一三	一〇	一〇	三	一六	一
					、	、	、	、	、	、	、	、

1902

一三式二線送信機	組	二	特 殊 物 件	二式 中 五 線 送 信 機	組	一	特 殊 物 件
一七式短三線送信機	〃	一	〃	合用 送 話 増 幅 器	〃	一	〃
八八式短四線送信機	〃	二	〃	整 流 器 一三〇〇用	〃	一	〃
九八式二線送信機	〃	二	〃	二線 無 線 電 送 信 機	〃	一	〃
合用 整流器	〃	二	〃	整 流 器 一五〇〇用	〃	一	〃
九五式短四線送信機	〃	二	〃	九二式 四 線 送 信 機	〃	一	〃
整流機 一三〇〇用	〃	二	〃	整 流 器 一三〇〇用	〃	一	〃
M式四線送信機	〃	一	〃	M式 短 移 動 無 線 電 送 信 機	〃	一	〃
九九式短二線送信機	〃	二	〃	整 流 器 一三〇〇用	〃	一	〃
合用 整流機	〃	二	〃	水 中 聴 音 器 用 電 動 機	〃	二	〃
九五式短三線送信機	〃	二	〃	九二式 電 波 檢 査 機	〃	一	〃
九五式短三線送信機	〃	三	〃	合	〃	二	〃
整流器 一三〇〇用	〃	二	〃	九二式 短 電 波 檢 査 機	〃	二	〃

1903

九三式短側波器	一五式二子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器	三子側波器
組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組	組
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
特殊物件																			
極帯用電話機	壁掛式電話機	共電式電話機	シンガー充電器	ニ五okV/テイルル充電機	合用 配電盤	四okV/テイルル充電機	合用 配電盤	八okV 交流充電機	合 配電盤	合 配電盤	合 配電盤	合 配電盤	合 配電盤	合 配電盤	合 配電盤	合 配電盤	合 配電盤	合 配電盤	合 配電盤
個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
一	四	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
特殊物件																			

1904

令	令	令	令	令	式 程 移 動 機 球 電 機	瓦 斯 機 接 器	令	令	令	令	令	令	令	令	令
H V 九 六 九	K 一 五 六	S 一 五 八 F	K 一 五 八	S 一 五 七	其	其	其	其	其	其	其	其	其	其	其
,	,	,	,	個											個
一 〇	一 〇	五	九	四						三	二	一	二		二
,	,	,	,		送 信 機										特 殊 機
令	令	令	令	令	令	令	令	令	令	令	令	令	令	令	令
P 一 六 〇	U 一 〇	U 一 六 〇	C 二 〇 E	K 一 五 六	S 一 五 七	P 一 六 〇	H 一 七 二	U 一 〇	八 〇	八 〇	八 〇	八 〇	二 三 A		二 三 A
,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	,	個	
一 〇	一 〇	九	一 二	二	四	四	七	一 〇	一	三	一 〇	一			一
,	,	,	,	,	,	,	,	,							特 殊 機

1905

△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	発振電球 H V 九六七
H 八 四〇	U 一 N 五 B	K 一 X 五 E	T 八 K 五 〇	S 二 N 〇 四	U 一 N 五 八	P 五 八 〇	P 二 三 〇	V R A	T 八 K 〇 四 九	U 一 N 五 六	八 七 二		細
四	五	二	八	二	四	一〇	二	二八	三	二六	四七	一七	特 殊 物 件
自 働 電 話 器	電 気 時 計	時 計	訪 毒 面	扇 風 機	傘 上 燈								発振電球 U X 二 三 二
						S 二 N 〇 七	U 二 Y 二 B	D 八 一 三	K 一 N 五 四	U 一 N 五 五	P 六 C 三 六 A		細
一	一	一	二〇	三	二	二	一	一三	四	四	一	一	特 殊 物 件

1906

				電 氣 振 盪 球 電 機 A	電 氣 ヒ ー ト ー	共 電 式 電 話 機	変 圧 器	整 流 器 一 型	糖 精 器
				・	・	・	・	・	個
				一 七	三	一	一	一	二
				・	・	・	受 注 件 目	受 注 件 目	特 殊 物 件

2

1907



部長 班長

原 植田

(英漢辭紙)

其復第... 五四

昭和二十三年三月二十二日

吳地方復員殘務處理部長

厚生省復員局復員高殘務處理部総務課長殿

石油公団に引渡した石油製品処分整理の件照會

三月十日復総第... 七號に依り照會の首題に關する件 昭和二十三年

十月十日復第... 九〇九號訓令に依り石油公団に引渡した數量に相

違あり次の通り訓令訂正の事にお取計を得たい

尚二月二十八日其復第... 二號の四八を以て燃料引渡完了報告の通り

に石油製品數量引渡済をから御了承下さい

記

三月十日付照會 の引渡の欄中	燈油	二〇、九五三升ヲ二〇、五九二升ニ
二復総第... 七號	品名	

海軍

1908

海軍

										長 部
										皇 油
										二五七
										新ヲ
										二七〇
										七
										新
										ニ

終

(英漢辭紙乙)

1909

復二第、六、二、號

昭和二十三年

三月二十一日

復二復員局殘務處理部文書課長

吳地方復員殘務處理部長殿

掃海要具(鋼索類を除く)保管交換件訓令中一部改正の件通知

復二第、九、三、六、號による首題訓令中左記のように改められた。

記

品名	数	訓令数量	訂正数量	割當配分先	記
電線	七	一〇	七	産業復興公園	数量訂正
九洲海運局補修要具	七	一	七	呉處理委員会	数量訂正(不完備品)

寫送件先

建設院總務局特殊物件課長

山口縣知事

吳地方復員殘務處理部補給班長

九州海運局掃海部長

1910

3-28

別冊により来る十六日(命)〇八三〇會議室に

於て打合せ致度御參集下さい

參集者範圍

處理部側 總務課長、經理課長、砂田事務官

西條事務官、宮崎事務官

掃部側 三澤警備班長、南部掃務班長

河野事務官、井上事務官

推田事務官、高山事務官

1911

寫

河野一幸事務官
復三第三六号

昭和二十三年七月六日

到物後援員而第復員而残務處理部長

海上保安廳保安局長

各地方復員残務處理部長

各海上保安部掃海部長

同 警視部長

神戶海上保安部大改修海補佐部長

保有物品の調査について

押起について警不委第五九号を案議院不當財産処分調査特

別委員長から別紙第一のとおり報告方依頼があつたので差切り別

紙第二のとおり回答したか返つて詳細な調査の提出を要求

されたことと思はれるので左記により準備を進めておかれた

記

一左の物品調査資料を準備する

1912

(イ) 終戦後連合軍から直接受領した物品及び内務省を通じて受領した物品の量法及び青時の所在及び引渡先
 (ロ) 右物品の受領後昭和二十二年未迄に使用した量及用途並びに内務省等に保轉した量及保轉先
 (ハ) 第二復員局廃止に伴い運輸省及び内務省に移管した量並びに残務處理部に残置した量
 (ニ) 昭和二十三年以前つて使用した量及用途
 (ホ) 現在保有量及び所在地
 二 物品の調査区分
 (イ) 鉄鋼 非鉄金属及び轉送用品別とする
 (ロ) 鉄鋼は普通鋼特殊鋼 銑鉄別に非鉄金属は一宗とする
 (ハ) 轉送用品とは例へば機軸自動車 被服 船舶 船用品等であり
 三 期首調査の場合轉送用品は第一種物品 第二種物品 掃海要具 燃料 水陸揚陸 法兵器 被服 糧食 修補材 及び非常用品に区分する

四 各都府は七月十五現在における資料準備の進捗状況を海上将官
廳係長と整備部長宛通知された。

八月十五日

1914

別紙第一

衆不委第五九号

昭和二十三年六月九日

衆議院不当財産取引調査特別委員会

委員長

武々藤運十郎

運輸大臣 岡田 勢一 殿

書類提出トツテ

本委員会が調査上必要のあるものを運輸省が特殊物件として当時の内務省調査部から受領した鉄鋼類非金屬並に転活用品につき、鐵道總局、海運總局別に左記事項を至急報告されたい。

一 總數量(鐵鋼類^鉄非金屬^記轉活用品別)

一 当時の所在若くは引取個所別数量（物件別）
一 消費した数量及びその使途
一 在庫量（置場所）

1916

別紙第二

保安整第一二七號

昭和二十三年六月二十五日

海上保安廳長官官房総務課長

運輸大臣官房企畫課長殿

書類提出について

六月十三日企第五六〇號による照會のあは衆議院不當産取引調査特別委員長の調査事項につき保安庁関係のものは上記の通りであるから可然御取計を得たい

記

掃海管船関係の保有資材は次の種類のものである之等は終戦迄米第五艦隊の指示により復員輸送及び掃海用資材として運合軍に接収せられた旧軍需品の中から直接又は内務省を通じて引渡されたものであり復員局縮小に伴う逐次余剰資材は内務省に

返還し、予年十月五日復員高閣鎖と共に掃海管船業務遂
行上必要量一予年分は米極東海軍司令官の許可を得て運省
海運総局に移管し他は一部を復員局残務處理上必要のも
と一予生省に移管し大部は之を内務省に返還した。当時
等に對する詳細なリストは關係各部にも提出してある。

一 第一種需品

三 造修材料

五 調度品其の他

七 無線機器類

九 燃料

二 第二種需品

四 衣糧類

六 掃海要具 鋼索

八 水路図誌

通信部長
電信部
暗號部

艦長 (司令)
副長
當直將校
關係者

通信參謀
司令部附

司令長官
司令官
參謀長
首席參謀
幕僚

海軍電報起案譯文用紙

月	日	透 受 信 時 刻	作 成 時 刻	作 成 者	記 事	番 號	定	指	艦發所	艦送所				
									所	艦	信	受		
									者				信	着
									者				報	受
						分	區	理	整	者	信	發		

二種、信文、無線有線

山口縣知事殿

移交物件引渡促進公同

H.Q.の指示あり本月末迄自定全

に引取りし後

吳地方使の以成防務理部長

東連

興發號 三六號

附表第一 (様式第一)

整理番號 電波 K. C.

1919

部
根

総務課

庶務課

部

長地方復員事務処理部長殿

二復録第一四號

昭和二十三年二月三日

各地方復興事務處理部長殿

庶務主任

22.2.3

第二復員事務處理部總務課長



物件處理を備ふる捕獲事件の情報連絡に
關する件

捕獲院に於ける不當財産取引調査委員會の關係及檢察廳の應徴物資捕獲
陣の強化等に伴つて終戦以後の物件處理に對する責任追及は中央地方を
藉に再び活潑化しつつあるから首端に關する事件が發生する毎に速かに
其の真相を調査の上、他の参考事項（新聞報道を含む）等と共に常方へ
速報方動行あり度い

（終）

19
字々至
字々至
字々至

タイフ

2-16

海軍

1920 2.2.9

案

吳復第 三〇 號

昭和二十三年三月三十日

吳地方復員殘務處理部長 印

廣島商工局長 殿

放出物資引渡に関する件

中車外第一三六號(中)國連絡調整事務局局長
通達)に依る吳復(中)保管中の絹三巻引
渡し度いから速かに受領せられ度い
(後)

本件(寫送)附先

中國連絡調整事務局局長

復員廳

1921

1921

通信長
電信部
電報部

副司令長
副官
警直將校
關係者

通信參謀
司令部附

司令長官
司令官
參謀長
首席參謀
參謀

海軍電報起案譯文用紙

4月14日 受信時刻 1647 作成時刻 1745 作成者 記事 統々	既三員部ヨリ長崎縣知事ニ保管転換済ノ被服 送付済ナリ 右書類ハ三月九日附復ニ第一三七號ニテ貴部ヘモ 長崎各知事ヘ通知セル書類ナリ 局長及商工省纖維局長連名ニテ京都大阪之島 保管転換セル被服ニ対シ其ノ配分方法ヲ建設院総務 一二月二十八日附建設院總務第五號ハ二復ヨリ各府縣ヘ 貴部八番電返	掛號	定指	發送所	發送所
		九	少ナ	東京	
		所	盤	信	受
		1471443			
通信文		者	信	者	
平文暗號()		佐復殘			
(無線有線)		者	報	受	
		各復殘長 吳波長 九海管長			
		分區	整理	者	發
		二復殘長			
發報番號		電號		4260 K.C.	

附表第一 (様式第一)

1923

通信部長
電信部
贈送部

艦長(司令)
副長
當直將校
關係者

通信參謀
司令部附

司令長官
司令官
參謀長
首席參謀
幕僚

海軍電報起案譯文用紙

月	日	受信時刻	作成時刻	作成者	記事	番號	定	指	艦發所信	艦送所信
							所	艦	信	受
<p>通信文 平文 暗號() 無線 有線</p> <p>ニ村シ重要物資在庫緊急調査令ニ依ル報告ヲ 作製スル必要是無シ 尚本件ハ貴部ヨリ速カニ長崎縣知事ニ通告 爲シ置カレ度</p>						者 信 着				
						者 報 受				
						分 區 理 整		者 信 發		
整理番號						電波		K.C.		

附表第一 (様式第一)

1924

部
長

総務課長

庶務課長

課長

庶務主任

部
員

對貴電照今に依り重要物貨在庫一緊急

調査報告の件は二月十五日付現品を

廣島縣知事一に移送候儀に指部た

於ける報告は不用と認める

方東本より配分

建設總務省六五号は者部

フシワクニヨリブテウ

三月九日付
建設省三六号あり
受ける

復
員
廳

1951

1925

Handwritten Japanese text on a 10-line grid. The text is written in a cursive style (sōsho) and is oriented vertically from right to left. The characters are somewhat faded and difficult to read precisely, but appear to be a continuous passage of text.

通信長
電信部
附設部

艦長
(司令)
副長
當直將校
關係者

通信參謀
司令部附

司令長官
參謀長
首席參謀
幕僚

海軍電報起案譯文用紙

月	日	受信時刻	作成時刻	作成者	記事	番號	定	指	發信所	發送所	
						所	艦	信	受	者	信
二月二十八日建設總長第六五号ニ依リ當廳ニ配 分ニシツタ特殊物件能中ノ款ヲ三月二十七日政令第 六五号ニ當リ物件在存緊急調査令ニ該當スル 物件ハ貴局ニ於テ四月十五日迄ニ整理スル事 宛在存報告書ヲ提出セラル(物件方)						平文電報		無線		有線	
						整理番號	電波	R. C.			

(格) 在存報告書

附表第一 (様式第一)

1927

愛知地方官事務所の処理部へ

二復編第四十五號

昭和二十三年四月十二日

厚生省復興局第二復編局業務處理部總務課長

各地方復興業務處理部長殿

業務處理部保有物品中不要品の處理に關する件通知

各種業務處理部保有物品中不要品が出来たときは左の要領により處理する

ことに定められたから了解されたい

なお本件は建設院總務課特殊物件課了解済みである

一、處理を要する物品を生じたときは別紙様式により圖書二冊を第二復編

業務處理部長に提出しその指示により處理する

二、特殊物件は第二復編業務處理部長の指示により都道府縣庁に保管轉

換する

但し沿海管轄關係において特に必要とする物品に限り第二復編業務

處理部長、沿海管轄關係の間で協議の上業務處理部から沿海管轄

部に提出轉換することが出来る

守 人 又 田 氏

局長 河野 邦

1928

三購買品は第二復舊品に於ては、その取扱いの承認を得て所定の向に供出轉換
（拂下）を行う。

但し、海軍官船部關係に供出轉換する場合を以て指定生産資材、指定
輸物資等統制資材の處理は關係三務方の了解を得て實施する。

（別紙添）

寫送付先

建設院總務課特殊物件課長
海軍官船部部長
各海軍（官船）部長
支那駐

1929

(別紙)

不要物品調査

〇〇〇〇事務處理部

區分品名	数量	特殊物件種別	計	處理案記	事

備考

一 區分欄には簡品、片用物品等物品の區分を記入
 二 處理案欄には候補(拂下)に對する案を記入

(終)

1930

電

報

報

送信通海務設

送信通海務設

ニキニキセイレイタ イ六五ヨ ヲ ユウヨウフ ツシヤ イロキ
ンキユウチヨウサレイニガ イトウスルフ ツシハキキヨクニオイ
テ四ツキ一五ビマデ ヒロビマケンチチ アチサ イコホウコクシ
ヨラテイシツサレタイハフ ツシヤチウ

ウテ
ニハハハ
ツキニハニチケンセンソナハツタ イ六五ヨ ニヨリトサシヨ
ウニハニフ シニナツタトシジコマ ツケンヒフソルイタ ニツキ

省 三十九

省 三十九

信 遞

郵便

1932 1931

報 電

電報通達

留 時 分 著 信 密 校 留

ウニハイフ ンニナツタトクシコフ ツケンヒフクルイチ 三ツギ

ニツキニハニチケンセツソウハツタ イ六五ゴ ニヨリトウシヨ

ウナ 三月二十八日 漢文 漢文

ムロムル

イリ一十の オスミガ 八キ 四八コE・Eの

クレシレクレカホウマクインキヨク

ヤシムシヨリフ テウ

死 文 文 文

311 運 送 行 程

郵 轉 為 提 示



省 信 電 郵 局 印 圖

1932 1931

控

長

長

員

吳復第一二號ノ七百

昭和二十三年五月十八日

吳地方復員務處 務處長

廣島府務局長 殿

建物返還について

（印）官部使用中の左記建物を返還致しますから受領のことに御手配を待た

い
建つて全建物は物品搬出済で毀家なるも建物保全のため手配を配し
費中につき成るべく速に受領のことに取計れ度

記

建物名稱	國有財産事務所	所在地	数量	面積	建物月日	記	事
第一見晴台倉庫	無取物	吳市片山町	一棟	三三坪	不詳		
第二見晴台倉庫	無取物	吳市片山町	一棟	三三坪	不詳		

（印）
吳復第一二號ノ七百
（吳復野紙乙）

1933

海

條

二復總第大。等

昭和二十三年五月二十七日

復務主任

厚生省復員局第二復員高務務處理部總務課

吳地方復員務處理部長 殿

務務處理部保有の特殊物件に関する件通知

平員

長

務務課長

各務務處理部保有品中、要のものが出来たときの

處理に關しては、二復總第四五等で通知してあるが、本

件、特殊物件の處理に關し、建設總務省第五三九号

の通知、建設院總務局長から通知がある

こと、知りました。

處理物品に対する移管資料一覧表は、従来通り

印



1934

英文寫字三通を(一)第二復員局保有用物品の最終
処理及び(二)以後の処理に対する移管資料一覧表
英文寫字三通送付して(一)向付一通送送せられ

(別紙添)

(終)

1935

別紙

陸軍特設第五三九號

昭和二十三年五月六日

陸軍特設事務局長

厚生省第二部長岡野善三郎長殿

第二復員局所管特殊物件について

概況について別紙のように各都道府縣知事に対して處理方針の變更を通知したから今後は保管轉換の手續、品目、数量の追加訂正等の措置は凡て當該都道府縣知事に対して實施されたい。

尙未極東海軍司令部に対する返還手續（受領報告）は依然當院に於て實施せねばならないから貴地方復員局より地元府縣に引継いだりスト（英文）は別紙を取組めて當院特殊物件課に提出されたい。

復員省

1936

建設院特設第五三九號

昭和二十三年五月六日

建設院特設局長

各都道府縣知事殿

第二復員局所管特殊物件の處理について

昭和二十二年九月二十日附調査局一設第一五一七號内務省調査局長
各都道府縣により標記の特殊物件については全部中央で處理するものと
して貴局より其都府必要を報告を受けて當院に於て處理を指示して
來たが今般第二復員局も解散して厚生省第二復員局調査處理部とな
りその所管特殊物件も殆んど大部分の處理を終了したから今後は後
來の方針を鑑みして左の要領によつて處理を進められたい。

記

復員省

1937

一、今後第二復員局（地方復員局調査課）より保管轉換される
小口の特殊物件は凡て一般の特殊物件の處理方針（經理措置も食
會）に従つて處理する事。従つて昭和二十二年九月二十日附調査
局一發第一五一七號内務省調査局長各通牒による報告は不必要で
ある。

二、既に當院より通牒によつて處理を指示した物資であつても後に
なつて追加及訂正されて品目數量に相違を生ずる場合には其都度
先に指示した當院よりの通牒の趣旨に依り貴廳で然るべく訂正處
理する事。

庶務課長

庶務課長

二復庶第十四號

昭和二十三年六月五日

庶務主任



吳地方復員局殘務處理部庶務課長殿

引揚援護廳復員局 第二復員局殘務處理部庶務課

燃料容器保管轉換訓令中數量訂正の件通知

昭和二十二年十二月二十八日附復二第一一五八號訓令中一部左記の通り訂正された。

記

品 種	數 稱	訓令數量	訂正數量
二〇〇立入 ドラム罐	個	二、六七〇	二、四七三

記

事

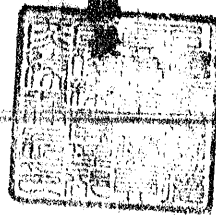
寫送付先

建設院總務局長
經濟安定本部動力局長
廣島縣知事

吳地方復員殘務處理部補給班長
同 吳地方復員殘務處理部補給班長
經理課長

(終)

復員省



1939

寫

德支第一〇號ノハ

昭和二十三年六月二十一日

廣島海上保安本部掃海部徳山掃海支部長

山口縣知事殿

特殊物件保管轉換に付て

辨紙無線機等々は從來徳山掃海部に裝備中のもので終戦後接收返
 還せられた際掃海作業上必要に付き貴縣より借用し現在に及ばした
 今今回掃海部は海上保安廳に歸入さし右裝備は掃海作業繼續のため
 是非必要であるから保安廳に保管轉換のことに取計ひまを得度
 進て舊第一復員局関係の復員又掃海作業に必要な無線機等は
 接收返還の際各縣より復員局へ保管轉換を受けたいと徳山掃海部のみ借
 用の形式となつて居ります

寫送付先

廣島地方復員務處理部長
廣島海上保安本部長

海軍

1940

通信科主管

品名	数	組	数量	記
九一式特四號送信機	一	組	一	電源共
九五式短五號送信機	一	〃	一	〃
TM式短移動無線電信機改四	一	〃	一	
TM式輕便無線電信機改二	一	〃	一	
九二式特受信機改三	一	〃	一	
九二式特受信機改四	二	〃	二	
九二式電波鑑査機	一	〃	一	
九二式短測波器	一	〃	一	
電源配電盤	一	組	一	
整流器一型	三	〃	三	
TM式短移動用ガリン交流發電機	一	基	一	

海軍

1941

海軍

									九八式無線機	器試験器甲
									電話	交換機
									電話	機
									三號蓄電池	三型 三器入
									"	十型 二十六器入
									"	"
									"	"
									二五	一三
									五	一

麻 附 納

1942

航海科主管										
品名	数	種	数	量	記	事				
十二種双眼望遠鏡	四			四						
八種双眼望遠鏡	四			四						
六種双眼望遠鏡	一			一	高角					
觀測鏡	四			四						
七倍稜鏡双眼鏡	三			三						
攜帶信號燈	一			一						
連揭信號燈	四			四						
喇叭	四			四						
雨量計	二			二						
自記晴雨計	一			一						
空盒晴雨計	二			二						

海軍

(解開納)

1943

秤	風	自記	自記	自記	海水	通常	自記	最低	通風	乾濕
水	力	風	風	雨量	寒	寒	寒	寒	乾濕	寒
器	計	計	計	計	暖	暖	暖	暖	寒	暖
									計	計
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二	二	一	一	一	二	一	二	四	二	一

(圖 5 納)

1944

									航海科主管
					旗	手	海	墨	品
					梳	旗	圖	球	名
						乙	入		
					枚	組	"	何	數
					四	二		一	稱
					一	六	二	六	數
									量
									記
									事
									第二種席品

海軍

無印

1945